# 令和4年度

教 育 行 政 執 行 方 針

豊 頃 町 教 育 委 員 会

# 教育行政執行方針

令和4年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所 管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会をはじめ町民皆様のご理 解とご協力をお願い申し上げます。

少子・高齢化や生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活スタイル、人工知能(AI)やIoT等の先端技術を活用したシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する社会を目指すSociety(ソサエティ)5.0時代の到来など、社会の在り方が今までになく劇的に変化しております。その様な中、本町が将来にわたって持続的に発展し、豊かな地域社会を実現していくためには、町民が主体的に地域に参加し、多様な課題を自ら解決する人材が求められており、それらを担う教育の役割もますます重要視されております。

町民一人ひとりが、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、本町の教育目標であります「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現に向け、次の教育行政を着実に推進してまいります。

# 1 教育環境の整備充実

本町の教育振興の重点的施策であります豊頃中学校改築及び豊頃小学校改修事業につきましては、昨年9月に豊頃中学校改築工事が着工し、令和5年2月の完成に向けて、現在、工事を着実にすすめているところであります。併せて、新年度予算で豊頃小学校改修工事に係る実施設計委託料を計上しております。小中連携、その先にある小中一貫教育を効果的かつ効率的に展開できる学校施設の整備を推進してまいります。

また、保護者に対する教育費負担軽減のため、小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金、高等学校等就学助成金事業、検定受験料助成

事業等を引き続き実施してまいります。

学習施設においては、本町の文化・スポーツ活動の拠点施設である える夢館や図書館、総合体育館等について、魅力ある施設づくりと安心・ 安全に配慮した施設運営に努めてまいります。

## 2 学力向上、豊かな心と健やかな体の育成

新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、学校における感染症対策や教育活動の充実などを図るため、人的・物的の両面から迅速かつ柔軟な支援を行い、あらゆる手段で、子どもたち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障できるよう取り組んでまいります。

(1) 今年度実施された全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた上で、 今後も学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努 めるとともに、国のGIGAスクール構想により整備した全児童生徒 1人1台のタブレットを活用した授業を積極的に取り入れるほか、デ ジタル教科書の実施検証に参加しながら、アクティブ・ラーニングの 視点である「深い学び」「対話的な学び」「主体的な学び」へつなげて まいります。

また、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」を活用し、学習の仕方や学習習慣が身に付くよう、家庭と連携を図りながら学力の定着に取り組んでまいります。

(2)児童生徒の豊かな心と規範意識の育成を目的に教科化された道徳の 授業において、小学生では生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成 を図る指導を徹底するとともに、自己の生き方についての指導を充実 させ、中学生では思春期の特性を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、 人としての生き方を見つめさせる指導を充実させます。

また、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボラ

ンティア活動等を通して様々な人たちとふれ合い、互いに支え合いながら「子ども報徳訓」の実践に努め、自らの生き方を主体的に考えることができる力を育む活動を推進してまいります。

(3)子どもの体力の向上や運動習慣の改善・定着化、望ましい生活習慣の育成については、日常生活の場である学校、家庭、地域社会が連携して取り組むことが必要となります。体力向上は健康維持のほか、意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた向上対策に取り組むとともに、学校、家庭、地域指導者の協力を得ながら、スポーツ少年団活動や中学校部活動を引き続き支援してまいります。

学校給食につきましては、成長期にある子どもたちの心身の健全な 発達を目的に栄養バランスの優れた給食を提供するため、施設・設備 の適正管理と食材等の衛生管理を徹底し、子どもたちがより安心して 給食をたべられるよう食中毒、異物混入、食物アレルギー等の事故の 未然防止や緊急時にも迅速な対応ができる体制構築をすすめてまい ります。

また、子どもたちが健康に生活していくための食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に着けるため、栄養教諭による「食育に関する指導」を実施するほか、食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため、地場食材を活用した「ふるさと給食」や「卒業記念会食」などを実施してまいります。

(4)特別支援教育については、人々が生き生きと活躍できる共生社会の 形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別な支 援を必要とする児童生徒には、学級担任のほか全教職員で支援する体 制をつくるとともに、4名の特別支援教育支援員を配置し、個々の違いを認識しつつ連続性のある多様な学びの場の充実・整備をすすめてまいります。

また、教職員の指導力向上のため専門研修を受講する機会を設ける など、発達状況に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。

(5) グローバル化への対応が求められる今日、児童生徒の国際感覚を育むため、中学生のサマーランドへの派遣交流事業を実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされているところであります。学校の英語授業については、外国語指導助手を小中学校へ派遣し、授業補助を継続して実施します。

また、昨年9月に連携協定を締結した東京学芸大学の学生ボランティアの受入れや、北海道教育大学釧路校のへき地校体験実習などを通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる育成に努めてまいります。

# 3 地域とともにある学校づくりの推進

昨今の児童生徒の減少や地域の教育力の低下などを背景に、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されているところであります。

輝く子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取り組みを進める「学校運営協議会」により、地域の人々と教育目標や学校経営ビジョンを共有し、地域住民も学校運営や教育活動に積極的に携わり、共に一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を推進してまいります。

#### 4 豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン

教職員の長時間労働の実態は日々の教育活動の質に関わる重大な問題であるとの認識から、令和3年4月に「豊頃町立学校における働き方改革推進プラン」の改定を行ったところであります。その中でも重点的な取組みの一つである教職員の在校等時間の記録と公表を行い、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら教職員の長時間労働の改善につなげてまいります。

また、ストレスチェックによる心身の健康保持の実現や、新たに校務 支援システムを導入し業務改善を図るなど、誇りとやりがいを持って職 務に従事できる環境を整備することにより学校教育の質の維持向上に つなげてまいります。

## 5 健全育成、安全教育の推進

(1)いじめ防止対策推進法により各学校で策定した基本方針により、いじめや不登校の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本とし、組織的かつ迅速な対応が図られるよう取り組んでまいります。

また、児童生徒が、インターネットトラブルに巻き込まれないよう、 教職員によるネットパトロールや情報モラル教育の実施のほか、危険 ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導の継続についても学校 と家庭が連携して適切な対応を図ってまいります。

(2)「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同点検、安全確保対策の実施により、交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進するとともに、児童生徒を犯罪から守るためには、地域の見守りや情報共有はもちろんのこと、児童生徒が自ら安全に行動する能力を身に付けることが重要であることから、各学校において交通安全教室や防犯教室等を実施するなど、事故や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、防災教育や避難訓練を定期的に実施し、自ら命を守りぬくため主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

#### 6 小・中学校連携教育の推進

豊頃中学校改築、豊頃小学校改修工事の完成による小中併設校の開校を令和6年に予定していることから、小中連携教育を更に推進してまいります。児童・生徒の交流や、教職員の相互派遣、授業公開や研究協議などを通じて小・中学校教職員が互いの専門性や教育課程を理解することにより、児童生徒の小学校から中学校への円滑な接続へとつなげてまいります。

また、義務教育9年間の教育課程に位置づけられている「報徳のお しえ」を基盤とした、系統的で一貫性のある連携教育を推進してまい ります。

# 7 響きあい、高めあう社会教育の実現をめざして

本町の社会教育が目指す姿は、第9次豊頃町社会教育中期計画の目標にある「共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進」であります。人口減少に伴う地域コミュニティ能力の低下等が懸念されている中、本町の特色を生かした社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の好循環を目指すことで郷土の発展につなげてまいります。そのために、町民一人ひとりが目標を持って学び、その成果が日常生活や社会活動で有効に生かされる社会教育を推進するため、幼児期から高齢期まで、それぞれのニーズに応じた様々な学習機会を提供してまいります。

# (1) 少年教育

幼少期は、保護者や学校、地域社会において多くの人との関わりの

中で豊かな人間性や社会性、課題解決能力などを身につける大切な時期であります。

子どもたちが、ふるさとの自然や歴史など、特色を生かした体験活動に参加することにより、自ら学び、自ら考える力を身に付けることや、「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めることを目的に「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」などを実施いたします。

また、子どもたちの情操教育として、優れた芸術にふれる機会を設けるため幼児、小中学生を対象とした芸術鑑賞会や、本に親しむきっかけ作りとして、ブックスタート、セカンドブック事業を実施し、豊かな人間性や社会性を育むための教育を充実してまいります。

#### (2) 成人教育

#### ○青年教育

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員であることを自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

## ○成人一般教育

町民の高度化・多様化する学習要求に応えるため、文化講座や出 前講座等の内容を充実するとともに、各種グループ、団体活動への 支援を行い、学びの成果を地域で生かし連帯感を高める活動へとつ なげてまいります。

#### ○高齢者教育

高齢者が、充実した生活を送るための学習活動の場である豊寿大学や生涯教室を継続実施し、「生きがい」「居場所」「仲間づくり」につながる学びの場の提供・支援を図りつつ、これまで培ってきた豊富な知識、経験を次世代へ伝えるための機会の拡充を図ります。

## (3) 芸術・文化

豊かな情操の育成や教養を深めることを目的に芸術鑑賞会や各種 講演会等を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充してまいり ます。

また、町文化協会等の自主活動団体への助言・協力やグループ自ら 企画・運営する公演事業に対しての支援などを行うほか、町民文芸誌 「河口」の発行などを通して文芸活動を推進してまいります。

#### (4) 文化財

本町には有形・無形文化財や記念物などが数多くあります。これらは町の歴史や文化を伝える重要な財産であり、豊頃町への愛着や誇りにつながるものであります。文化財資料の適切な保護・保存・活用、民俗文化財の継承・育成を支援するとともに、ふるさとへの理解や再発見を促進する学習活動をすすめてまいります。

また、町指定文化財である「はるにれの木」の保護修繕や新たに文 化財資料の電子化などにも取り組んでまいります。

## (5) 社会体育

多様化するスポーツ活動の要求や年齢・体力に応じたスポーツに親 しめる生涯スポーツ活動を推進するため、各種スポーツ教室や出前講 座を開催するほか、スポーツ団体・指導者の育成、関係団体と連携し た各種スポーツ大会の開催など、幅広い世代が一年を通して心身の健 康と体力を増進するための環境整備を図ってまいります。

# (6) 学習拠点施設の整備充実

える夢館や図書館、総合体育館、町民プールなどが安全、快適に利用できるよう、適切な維持管理と器具・備品等の充実を図るとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、有効的に利用できる施

設運営に努めてまいります。

#### 8 開かれた教育行政の推進

情報技術の高度化やグローバル化、新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」など、社会情勢が急激に変化する中、教育行政の自律性と専門性の維持向上を目指すためには、教育関係者のみならず町民皆様の協力と相互連携が大変重要であります。

教育委員会では、施策の効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行ってまいります。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、町ホームページ等により公表を行い、説明責任を果すよう努めてまいります。

以上、令和4年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、教育委員会といたしましては、今後も総合教育会議等を通して町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」の推進のため、小・中学校が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び続け、「知・徳・体」のバランスに富んだ逞しく生きていく力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに努めてまいります。

町議会をはじめ町民皆様の教育行政に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針とさせていただきます。